

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則

広島県屋外広告物に関する規則（昭和三十九年広島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

（手数料の納付方法）

第三十一条 条例第三十八条第一項第一号に規定する手数料は、広島県証紙規則（昭和三十九年広島県規則第三十号）の定めるところにより、広島県収入証紙をもつて納付し、又は納付書によつて納付するものとする。

2 条例第三十八条第一項第二号に規定する手数料は、現金をもつて納付するものとする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。